

## 答申第9号

### 第1 審査会の結論

- 1 草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、後記（3）に掲げる部分を除く別紙文書②について、平成19年2月27日付け公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）において、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、不当とはいえ取り消す必要はないと判断しますが、今後、本条例第7条各号に該当することを理由として非公開決定を行う場合には、適用条号を示すだけでなく、その条号に該当すると判断した理由を具体的に記載すべきであると考えます。
- 2 実施機関が、本件非公開決定において、別紙文書⑤、⑥No.2、⑥No.3、⑥No.4の2、⑥No.4の3及び⑦について、不存在であることを理由として行った非公開決定は、いずれも不当とはいえ取り消す必要はないと判断しますが、今後、不存在であることを理由として非公開決定をする場合には、不存在の理由を記載すべきであると考えます。
- 3 実施機関が、本件非公開決定において、別紙文書②のアについて、本条例第7条第2号に該当することを理由として行った非公開決定は、次の部分に関する非公開決定を取り消すことが妥当であると判断します。
  - ア 「草加市立〇〇児童センター事業計画書」のタイトルの付された書面
  - イ アに添付されたX株式会社作成にかかる指定管理者事業計画書（以下「指定管理者事業計画書」という。）の表紙
  - ウ 指定管理者事業計画書1ページ（ただし、営業担当者名を除く。）
  - エ 指定管理者事業計画書2ページ
  - オ 指定管理者事業計画書3ページ
  - カ 指定管理者事業計画書4ページ
  - キ 指定管理者事業計画書5ページの「2）経営組織」にかかる部分
  - ク 指定管理者事業計画書6ページの「3）安定性を図るための方策」にかかる部分
  - ケ 指定管理者事業計画書6ページないし8ページまでの「2．団体の経営方針と理念について（3）業務実績」のうち下記を除く部分
    - 7ページの「3）研修所管理業務」の法人名及び施設名
    - 「4）介護業務」の千葉県を除く法人名及び施設名

## 8 ページの「7) 寮管理給食業務」の法人名及び施設名

### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年2月13日付けで、実施機関に対し、別紙①ないし⑦を含む21件の文書の公開請求を行いました。
- 2 これに対し、実施機関は、異議申立人に対し、平成19年2月27日、本件非公開決定において、(1) 別紙文書②のAないしカについて非公開、(2) 別紙文書⑤、⑥No.2、⑥No.3、⑥No.4の2、⑥No.4の3及び⑦について不存在、(3) 別紙文書①、③、④について対象外(情報コーナーで閲覧の用に供しているため)として非公開決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、(1)の別紙文書②のAないしカについての非公開決定の理由につき、「草加市情報公開条例第7条第2号に該当」とのみ記載し、(2)の別紙文書⑤、⑥No.2、⑥No.3、⑥No.4の2、⑥No.4の3及び⑦の不存在を理由とするものについては、⑦についてのみ「参考」として「⑦の基本契約書については、市と指定管理者の合意形成の明かしは協定書になるため不存在となります。なお、協定書については、別途〇〇様に一部公開しています。」との説明を付し、その他については「不存在」と記載したのみで、その理由を何も付しませんでした。

### 第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、補充意見書及び意見陳述の内容を総合すると次のとおりです。

別紙文書②のAないしカについて非公開、別紙文書⑤、⑥No.2、⑥No.3、⑥No.4の2、⑥No.4の3及び⑦について不存在とする理由付記がいずれも不備です。

実施機関は、非公開決定等の処分理由を補足して納得してもらう意思があったこと、及び現にその一部については口頭による補足説明を行ったと主張しています。しかし、そもそも、理由の通知は書面により行わなければならないとされています。その上、平成19年2月23日は、理由について口頭で説明する旨の事前の連絡はなく、異議申立人としては草子第〇〇〇〇号の公開文書を受け取ることをのみを目的として市役所に出向きました。そのため、異議申立人は理由の説明を受けるためのなんらの資料も持ち合わせておらず、また準備もできていなかったことから、当該説明は、口頭での雑談であったと認識してい

ます。したがって、理由付記の不備は補正されていません。

また、実施機関は、平成19年3月13日に異議申立人が来庁することになっていたためそのときに説明を行う予定であったと主張していますが、そのような事実はありません。異議申立人は、平成19年3月12日に、同年3月14日の午後に情報公開請求に係る文書を受け取りに行く旨の連絡を行ったのみです。

さらに、実施機関は、補足説明をしなかった理由として異議申立人がそれ以後理由について説明を求めなかったと主張していますが、理由付記が義務付けられている以上、直接に説明を求められなかったが故に対応を行わないということはありません。

#### 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書、補充意見書及びその他の各資料を総合すると次のとおりです。

##### 1 理由付記の不備について

実施機関としては、本件非公開決定通知書に記載した内容で理由説明が十分であったという認識はなく、本来であれば、本件異議申立てに関し審査会に提出した理由説明書に記載した程度の処分理由を付記するとともに、説明責任の観点から言えば、公文書公開請求者がその処分理由に疑義がある場合は、請求者がその処分理由を明確に理解し、かつ納得できるまでの説明をすることが実施機関に要請されるものであると認識しています。

しかし、公文書公開請求のうち子育て支援課に関するものについては、2月6日から現在に至るまで計9件と大量の請求がなされており、また、請求内容についても事前の問い合わせが皆無に等しく異議申立人の請求する文書の特定及び検索が困難な状態にあり、特に年度末と年度始めの時期であったために通常業務においても繁忙期であることと重なり、期限までの公開決定等が困難な状態にありました。9件の請求のうち特に文書が特定困難、大量等の2件については、やむを得ず公開決定等の期間延長の措置をとりましたが、公開決定期限が公開請求日から起算して15日以内とされていることから、速やかな公開決定等が草加市情報公開条例で保障する市民の知る権利を阻害しないために必要な措置であると判断し、情報公開制度の対象外文書等の説明を除き理由付記を主に根拠法令のみの提示としました。当市の情報公開制度の趣旨を踏まえると詳細な理由付記もさることながら、速やかに公文書の公開決定等を行うことにより条例の目的とする知る権利を優先すべきと判断したこと、各請求についてのEメールによるやりとりにおいて異議申立人との意思の疎通が図れない場面が多々あったため、事実上公文書が不存在

であることの是非を問うような複雑な内容を有する文面による理由説明には慎重を期する必要があったこと、情報公開・個人情報保護制度の手引により情報公開に係る処分の具体的な判断基準が公にされていること等々から、処分理由の具体的内容については公文書非公開決定通知書には付さずに、来庁時に異議申立人が非公開決定理由について疑義を感じる部分について個々に口頭の説明を行うか、あるいは異議申立人が帰宅後に内容を精査の上で疑義事項に関する説明を求められた際に個々に口頭又は文書による説明を行うつもりであったことから、当該非公開決定に係る詳細な理由付記を省略しても直ちにその違法性を問われる対応ではないと判断しました。

なお、本件請求を含めた公文書公開請求に係る総括的な理由付記・説明責任についての質問については、子育て支援課と自治推進課が協議する中で、自治推進課から既にEメール等で回答しています。

実施機関として、異議申立人が非公開決定等について具体的にどのような疑問をもっているのかを把握の上、双方誤解のない中で異議申立人に対して非公開決定等の処分理由を補足して詳細に説明し、納得してもらう意思があり、また、その一部について口頭による補足説明を行った経緯は下記のとおりです。

- i 平成19年2月23日に市役所本庁舎西棟2階情報コーナーにおいて、別に公開決定等を異議申立人あてに通知している草子第〇〇〇〇号【諮問番号18-2】の非公開決定部分とあわせて詳細な理由説明等を行ったという認識でいました。
- ii 平成19年3月13日に異議申立人が市役所に来庁する際に、子育て支援課では、自治推進課とともに、異議申立人への本件非公開決定の理由説明を行い、本件異議申立て、Eメール等により異議申立人から質問されている知る権利、説明責任等に係る説明をし、かつ各非公開決定について異議申立人が疑義を持つ部分等の的確な抽出をする予定であると認識していましたが、異議申立人は同日に来庁されませんでした（来庁しない旨の連絡もありませんでした。）。
- iii 翌3月14日、異議申立人が突然来庁されたため、子育て支援課職員は業務上の都合で同席することはできずに自治推進課職員のみでの対応となりました。
- iv その後、異議申立人から子育て支援課へのEメール等による連絡はなく、また他の非公開決定について異議申立人から理由付記に関して直接に具体的な説明を求められることはありませんでした。
- v また、平成19年3月26日から4月3日までの間に異議申立人から子育て支援課に対しEメールによる問い合わせがありましたが、理由付記に

係る具体的説明を求めるものではありませんでした。

## 2 本条例第7条第2号該当性について

別紙文書②のアについて、当該文書は、草加市立〇〇〇〇児童センターの指定管理者の選考において草加市の諮問機関である草加市立児童福祉施設指定管理者選考委員会において審査される書類の中でも最も重要性が高く、その文字の配置等、図柄、配色等により見やすさに工夫を凝らしているとともに、〇〇〇〇児童センターに係る運営方針、事業計画、施設管理計画、職員配置等、管理費の縮減方策、個人情報保護に向けた取り組み、環境保護、独自提案等指定管理者の選定に際して大きな影響がある要素を多く含んでいるため、当該文書が一般に公開されることとなると、当該文書を作成した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明白であるため、非公開としました。

別紙文書②のイについても別紙文書②のアと同様に、指定管理者候補選定の上で大きな影響がある要素を含んでおり、また、当該文書は草加市立〇〇〇〇児童センター管理運営業務に関する財務計画であって、当該文書を作成した法人の内部情報として管理されており、同法人も外部に公表することを欲しないと考えられ、当該文書が公開されれば、当該文書を作成した法人の指定管理者等営業戦略に及ぼす影響が大きいとともに、具体的財務計画の企業ノウハウが漏洩することになり、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明白であるため、非公開としました。

別紙文書②のウについては、会社法第32条の規定によると会社の発起人、株主、債権者等がその閲覧を請求できることとなっており、当該規定を反対解釈するとこれらの利害関係人以外は閲覧できないことと解釈でき、また、当該法人の事業内容、組織編成などの重要な事項を定めたものとして内部情報として管理されるものであり、同法人も外部に公表されることを欲しないものであると考えられ、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明白であるため、非公開としました。

別紙文書②のエについては、当該法人が行うすべての事業に関する財務計画書で、当該法人の内部情報として管理されており、同法人も外部に公表されることを欲しないものであると考えられ、それが公開されると、総事業費や各分野への事業費の割り振り、営業利益など当該法人の経営戦略が明らかになる情報であり、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するため、非公開としました。

別紙文書②のオについては、当該法人の決算報告書等については、当該法人が行うすべての事業に関する財務諸表で、当該法人の内部情報として管理

されており、同法人も外部に公表されることを欲しないものであると考えられ、それが公開されると、当該法人の資産状況などの安定度等が明らかになる情報であり、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するため、非公開としました。

別紙文書②の力については、当該法人の内部情報として管理されており、それが公開されると、当該法人の資産状況などの安定度が明らかになる情報であり、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するため、非公開としました。

### 3 文書不存在について

別紙文書⑤について、指定管理者による業務評価、モニタリング等については、管理期間が長期間に渡る指定管理者制度の性質から、月次など短期間の業務報告で確認すべきものではなく、ある程度の長期間（最低でも1年度ごと）で判断すべきです。〇〇〇〇児童センターを当該法人が管理運営するようになったのは、平成18年4月からであり、本件公文書公開請求があった時点ではまだ1年度も経過しておらず、具体的な業務評価をする時期には至っていないため、文書は不存在です。

別紙文書⑥No.2について、平成18年度中において確認できる範囲では、2件の苦情が直接市役所に寄せられましたが、苦情を聞く限りにおいて、申し出側に個人差があり、感覚に委ねられる部分が多いことや草加市立児童館設置及び管理条例及び同施行規則に基づく適正な管理の範囲内において指定管理者による管理が行われていることが確認できたため、書面による指示・指導を必要とする内容ではないと判断し、口頭により指導したため、文書は不存在です。

別紙文書⑥No.3について、市内児童館全体において市主導で行ったアンケート調査は毎年1回程度実施していますが、現状の満足度をはかる調査については市政全般への満足度をはかる市民意識調査のみの実施となっているため、文書は不存在です。

別紙文書⑥No.4の2について、〇〇〇〇児童センターにおいては、日々の運営において利用者から費用徴収を行う業務が存在しないため、文書は不存在です。

別紙文書⑥No.4の3について、〇〇〇〇児童センターには、主に体育館、図書館、集会室、娯楽室等の施設がありますが、これらの施設の使用状況（稼働率）に関する統計を取っていないため、文書は不存在です。

別紙文書⑦について、地方自治法の解釈上、指定管理者との合意形成は、契約書ではなく指定管理者の指定に係る議決をもとにする協定書によりなさ

れるため、基本契約書の写しは不存在です。なお、別途異議申立人から協定書の公開請求があり、指定管理者の印影部分を除き一部公開決定をしております。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査に当たっての基本的な考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する具体的手段として「公文書公開請求権」を実定的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するにあたって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

### 2 理由付記の不備について

本条例第11条第2項及び第3項において、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、その理由を書面により通知しなければならないとされていますが、この理由付記制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開等の理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるところにあります。このことからすると、公文書の全部又は一部の非公開決定を行うに当たっては、非公開決定の妥当性を判断できる程度の理由を記載する必要があります。

この点に照らすと、本条例第7条第2号に該当することを理由に非公開決定を行う場合には、単に条文を記載するだけでは十分でなく、当該情報を公開した場合に、どのような点で当該法人または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると判断したかについて、具体的な理由を付記すべきであると考えます。

また、文書不存在を理由として非公開決定を行う場合も、可能な限り、①およそ当該事務事業を実施機関が行っていないから文書も存在しません、②事務事業は行っていますが、当該文書は作成も取得もしないのが慣例です、

③事務事業は行っていますが、請求された期間、請求された範囲の文書は作成も取得もしていません、④当該文書を管理していましたが、保存期間が満了したため廃棄しました、⑤当該文書は存在しますが、本条例にいう「公文書」に当たりません、などといった程度には記載すべきであると考えます。

この点について、実施機関は、本件公開請求の対象文書が多量で請求内容も抽象的であって、かつ複数の公開請求が続けてなされたことから、条例第12条第1項で定める15日の対応期間内に詳細な理由を付して決定を通知することは事実上不可能であると主張しています。しかし、事務手続の煩雑さは、理由付記が不十分でよいことの合理的な理由とはならない上、まさにそのような場合に備えて、本条例第12条第1項において、公開請求書の補正を求めることができ、補正に要した日数は当該期間に算入しないとされ、また、同条第2項において、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、決定までの期間を60日以内で延長することが認められていますので、実施機関は、当該手続において請求内容について補正を求めたり、期間の延長をするなどの適切な対処をすべきだったのであり、事務処理が煩雑であったことを理由として理由付記が根拠条号の記載だけで足りるとすることはできないと考えます。

また、実施機関は、迅速な公開を知る権利に資するものと判断して、理由付記の不十分な点は、口頭で補充説明を行う用意があり、一部口頭での説明を行ったと認識していたこと、また、その後は異議申立人との連絡の齟齬により説明を行う機会を得られなかったことを主張しています。しかし、本条例第11条第2項及び第3項によれば、非公開の理由は、書面で通知することとされているため、非公開決定を受けた者があらかじめ口頭での説明に同意しているなどの特別な事情がない限り、理由付記の不備を補完するとはいえません。また、実施機関が、理由付記が不十分で補充説明の必要があると判断していたのであれば、すみやかに書面により理由補充書を請求者に交付すべきです。

さらに、本件においては、異議申立て後に実施機関が当審査会に提出した理由説明書において、具体的な不存在理由が示されましたが、理由付記制度が不服申立てに便宜を与える点にあることに鑑みると、理由付記が適切に行われたか否かは、非公開決定が通知された時点を基準に判断されるべきです。したがって、本件理由説明書に記載された理由は、理由付記の不備を補完するものとはいえません。

以上のとおり、本件非公開決定通知書における理由付記には不備があり、異議申立人が理由付記の不備についてのみ異議申立てをしていることからすると、本来は、本件非公開決定は理由付記の不備により取り消されるべきで



す。

しかし、本件においては、当審査会において理由付記の不備の補充説明が行われ、かつこれに対し、異議申立人も処分の適否についての実質的主張を行っているため、これらの点を踏まえ、当審査会は、本件非公開決定が妥当であったか否かについての実質判断を行うこととします。

### 3 条例第7条第2号該当性について

そもそも、本条例7条第2号において、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。」（以下「法人等情報」といいます。）が、公開すべき文書から除外されている趣旨は、法人等情報が公開されることによって、情報を実施機関に提供した法人等が著しく不利益を被り、これにより引いては法人等が実施機関への情報提供に消極的になることにより適正な行政事務の運営が疎外されるおそれがあることから、本来であれば原則的に公開されるべき情報を制限し、明らかに不利益となる情報に限って非公開を認めるものです。

したがって、本条例第7条第2号の法人等情報の範囲の判断に当たっては、具体的に法人等がどのような不利益を被るかについて、当該法人の性質、各情報の性質及び当該情報が公開された場合に被る法人の不利益を具体的に判断し、できるだけ厳格に解釈すべきです。

以上のような観点から、当審査会は、非公開とされた文書を見分し（インカメラ審査を行い）、その結果、本件について次のように判断します。

まず、別紙文書②のアは、指定管理者の選定に際し利用されることを目的として作成された文書であり、当該法人は指定管理者に選定されるために、実施機関に対し自社の内部事情を理解してもらうことを目的として本来であれば公開していない情報も掲載し、かつ当該指定管理事業について他業者と比較した場合の独自性を出すべく、企業ノウハウを駆使した事業計画を詳細に記載する性格のものであります。したがって、その多くは企業ノウハウに該当すると判断します。

しかしながら、本件事業計画書のうち、（ア）「草加市立〇〇〇〇児童センター事業計画書」のタイトルの付された書面及び同書面に添付された（イ）指定管理者事業計画書の表紙には、企業ノウハウに係る情報は付されていませんから公開すべきであると判断します。また、（ウ）指定管理者事業計画書1ページの営業担当者を除く部分、（エ）指定管理者事業計画書2

ページ、(オ) 指定管理者事業計画書 3 ページ、(カ) 指定管理者事業計画書 4 ページ、(キ) 指定管理者事業計画書 5 ページの「2) 経営組織」にかかる部分、(ク) 指定管理者事業計画書 6 ページの「3) 安定性を図るための方策」にかかる部分についても、これらが公開されることによって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するとはいえませんので、公開すべきであると判断します。また、(ケ) 指定管理者事業計画書 6 ページないし 8 ページまでの「2. 団体の経営方針と理念について (3) 業務実績」のうち、取引先である地方公共団体または公共団体名の情報については、いずれも各地方公共団体等が公開の対象としている情報であり、これらの情報が公開されることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するとはいえませんから、公開すべきであると判断します。

他方、別紙文書②のうち上記以外の部分には、指定管理者に選定されるために法人の内部情報を駆使した企業ノウハウが含まれており、公開されることにより法人の競争上の地位が明らかに害されるため、非公開が妥当であると判断します。

これに対し、実施機関は、指定管理者事業計画書全部を非公開とした理由として、当該文書の文字の配置等、図柄、配色等により見やすさに工夫を凝らしている点も企業ノウハウであり非公開とすべきであると主張しています。しかし、書類の見やすさの工夫は、それが公開されることによって法人の正当な利益を明らかに害するとまではいえません。また、一般に法人が作成する文書は各社工夫して作成されるのが通常であるところ、当該工夫が法人等情報であるとした場合には、法人等が提出する資料に見易さの工夫を施せばすべて非公開となってしまうことになり、明らかに不合理であると判断します。したがって、通常施される範囲のレイアウト上の工夫は、本条例第 7 条第 2 号の法人等情報には該当しないと考えるべきです。

別紙文書②のイについては、事業計画の段階で予算をどのように組むかは、まさに企業のノウハウに該当する事項であり、事業計画段階で当該法人が計画した予算を公開することは、競争上の地位その他の正当な利益を害すると考えられますので、本条例第 7 条第 2 号の非公開情報に該当すると判断します。

別紙文書②のウについては、定款記載事項が会社内部組織に関することであり、会社法第 32 条により閲覧者が限定されていること、また、法務局に備え付けられている定款を閲覧する場合も法律よって閲覧手続が定められていることからすると、定款は法律で許容されている者以外への公開を広く許容されるものではなく、法人の内部情報であるといえます。

別紙文書②のエは、当該法人の会社組織全般の営業活動に関することであり、法人の内部情報であるといえます。

別紙文書②のオは、営業成績であり、当該法人の内部情報であるといえます。この点、異議申立人は、営業成績については帝国データバンク及び東京商工リサーチのホームページ上に公開されていると主張していますが、当該法人が上場会社でないことからすると、営業成績が公開されているとしても、当該情報が必ずしも法人の同意の下に公表された情報であるとは限らず、また、情報の正確性が担保されているともいえませんから、当該法人が上場会社でない限り、決算報告書及び計算書類は法人の内部情報というべきです。

別紙文書②のカは、会社の資力に直接関わることであり、当該法人の内部情報といえます。

以上の点から判断すると、本件公開請求文書の一部については「第1 審査会の結論（1）」記載のとおり、非公開決定を取り消すべきであると判断します。

#### 4 文書不存在について

実施機関の理由説明に不合理な点はなく、他方、異議申立人の意見書によっても、当該文書が存在していると推認すべき根拠は見当たりません。

したがって、別紙文書⑤、⑥No.2、⑥No.3、⑥No.4の2、⑥No.4の3及び⑦についての不存在を理由とした非公開決定の結論は、妥当であると判断します。

#### 第6 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成19年 5月18日 草加市長から諮問を受けました。
- 5月21日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 6月 4日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 6月 7日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。
- 6月25日 異議申立人から意見書が提出されました。  
諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 7月 6日 異議申立人から口頭意見陳述申立書が提出されました。

- 7月 9日 審査、異議申立人及び諮問実施機関から口頭説明の聴取  
 諮問実施機関から意見書（判例・答申例を踏まえた見解について）が提出されました。
- 7月10日 諮問実施機関に対して関係文書の提出を求めました。
- 7月19日 異議申立人から補充意見書が提出されました。
- 7月25日 諮問実施機関から関係文書が提出されました。
- 7月30日 異議申立人から補充意見書が提出されました。
- 7月30日 審査、インカメラ審査の実施
- 8月27日 審査
- 9月 5日 諮問実施機関に対して関係文書及び補充意見書の提出を求めました。
- 9月12日 諮問実施機関から関係文書及び補充意見書が提出されました。  
 異議申立人から意見書が提出されました。
- 9月14日 審査  
 異議申立人に対して、諮問実施機関から提出された関係文書及び補充意見書の写しを送付しました。  
 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 9月26日 審査
- 10月18日 異議申立人から補充意見書（2部）が提出されました。
- 11月 2日 審査
- 11月14日 諮問実施機関から9月12日付けで提出された補充意見書の一部訂正について通知があり、訂正した補充意見書の提出がありました。
- 12月 7日 審査
- 平成20年 1月17日 審査
- 2月 5日 審査

平成20年 2月25日

草加市情報公開・個人情報保護審査会  
 会長 後藤 仁  
 委員 右崎 正博

委員 大井 法子

別紙

答申第9号にかかる文書

- ① 草加市立児童福祉施設指定管理者選考委員会議事録の写し
- ② 書類審査を行ったときのY株からの提出書類のうち次に掲げる書類
  - ア 草加市立〇〇〇〇児童センター事業計画書一式
  - イ 草加市立〇〇〇〇児童センター収支予算書
  - ウ X株式会社 定款
  - エ X株式会社 平成17年度事業計画書
  - オ X株式会社 決算報告書及び計算書類（貸借対照表を除く。）
  - カ X株式会社 財産目録（平成17年3月31日）
- ③ プレゼンテーションを行ったときに配布された資料の写し
- ④ 事業計画、事業実績、公平性、効率性、業務遂行能力について評価を行ったときの個々の項目に対する評点及びその評価基準の写し
- ⑤ 平成18年4月1日から平成19年2月11日までの期間において業務委託先である指定管理者に対してモニタリング・評価を草加市がどの様に行ってきたかが解る資料の写し
- ⑥ No.2 利用者や近隣住民からの苦情など内容とそれへの対応に関する情報の写し
- ⑥ No.3 利用者の満足度に関する統計情報の写し
- ⑥ No.4の2 日々の収入の統計情報の写し
- ⑥ No.4の3 稼働率の統計情報の写し
- ⑦ Y株との基本契約書の写し